

判 決 要 旨

第1 事案の概要

本件は、学校法人愛知朝鮮学園（以下「愛知朝鮮学園」という。）が、同学園の設置する愛知朝鮮中高級学校の高級部（以下「愛知朝鮮高校」という。）について、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（以下「支給法」という。）2条1項5号、同法律施行規則（以下「本件省令」という。）1条1項2号ハによる指定を求める旨の申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、文部科学大臣から本件省令1条1項2号ハによる指定をしない旨の処分（以下「本件不指定処分」という。）を受けたため、当時、愛知朝鮮高校に在籍していた生徒である原告らが、本件不指定処分を含む被告の一連の行為は政治外交上の理由により朝鮮高校の生徒を支給法の適用から排除しようとした違法行為であって、これにより就学援助が受けられなかっただけでなく、人格権を侵害された等と主張し、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、各自55万円（慰謝料50万円及び弁護士費用5万円）並びにこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。

第2 主文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

第3 主な争点

- 1 本件不指定処分は違法か
- 2 本件省令1条1項2号ハ（以下「本件省令ハ」という。）の削除は違法か
- 3 本件申請に係る審査に約2年3か月を要したことは違法か
- 4 上記1～3の行為は、憲法又は国際条約に違反するものとして違憲違法か
- 5 上記1～3の行為が、法令違反、国際条約違反又は憲法違反と判断された場合、各行為は原告らとの関係で国家賠償法上違法となるか
- 6 原告らの損害
- 7 相互保証の有無

第4 当裁判所の判断

- 1 本件不指定処分は違憲違法か
 - (1) 文部科学大臣が、愛知朝鮮高校について、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号ハの規定に基づく指定に関する規程（以下「本件規程」という。）13条に適合すると認めるに至らないとして、本件不指定処分をしたことは違法か

被告は、愛知朝鮮高校は在日本朝鮮人総聯合会（以下「朝鮮総聯」という。）から教育基本法16条1項の禁ずる「不当な支配」を受けている等の疑念があり、本件規程13条（学校運営の適正性）の要件に適合すると認めるに至らなかったから、本件不指定処分は適法であると主張する。

ア そこで、検討するに、就学支援が国民の租税負担の下に行われるものであることに鑑みれば、支給法が、教育基本法に違反する学校運営をしている疑いのある学校を支給対象校として予定しているとは解し得ないから、本件規程13条は本件省令ハによる指定の実質的要件であり、申請校が教育基本法16条1項の禁ずる「不当な支配」を受けている疑いがある場合には、指定要件に適合しないと解される。

そして、平成18年の教育基本法改正時の国会審議の経過に加え、①教育は、国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要不可欠な営みであり、本来、人間の内面的価値に関する文化的な営みとして、党派的な政治的観念や利害によって支配されるべきものではないこと、②特に、子どもの教育に関しては、教育内容が子どもに与える影響力・支配力が強いことから、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような介入（例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもに植え付ける内容の教育を施すような介入）による弊害が顕著であることを考慮すれば、教育基本法16条1項が禁ずる「不当な支配」とは、一部の社会的勢力が教育に不当に介入することにより、党派的な政治的観念や利害によって支配されるべきものではない教育が、その本来の目的に従って行われることをゆがめられるような支配をいうと解するのが相当である。

イ 以上を踏まえて、愛知朝鮮高校と朝鮮総聯の関係を見るに、①朝鮮総聯のホームページには、平成24年3月まで、朝鮮学校の管理運営は、朝鮮総聯の協力のもとに、朝鮮総聯の傘下団体である教育会が責任をもって進めている旨の記載があったこと、②愛知朝鮮学園は、平成23年時点で株式会社整理回収機構に対して約14億円の借入債務を負っていたが、その多くは、同学園名義ではなく教育会名義の借入れであった上、同学園自身は、借入れの詳細も、借入時の理事会の意思決定の有無も、把握できていなかったこと、③近時の理事会の開催状況についても、開催を裏付ける書類は提出されておらず、役員名簿と理事会等の出席者が一部合致しないことが確認されていることが認められ、これらの事実を照らすと、愛知朝鮮学園については、本件不指定処分当時、朝鮮総聯ないしその傘下団体の介入により、理事会による学園運営が自律的に行われていないのではないかと合理的疑念が存在したといえる。

ウ また、愛知朝鮮高校の教育内容について見ても、朝鮮総聯の機関誌である「朝鮮新報」や公安調査庁による調査等によれば、①朝鮮高校において統一的使用されている教科書は、朝鮮総聯の指導の下に編纂されているところ、その中には北朝鮮の最高指導者を絶対視し、

これを賛美・礼賛する表現が多数見られ、その内容は、授業内容に対する批判能力が未だ十分とはいえない後期中等教育段階にある生徒に対して、一方的に偏った観念を植え付ける教育なのではないかとの疑いを抱かせるものであったこと、②愛知朝鮮高校の生徒は、全員が朝鮮総聯の傘下団体である在日本朝鮮青年同盟（朝青）に加盟しているところ、朝青は、規約上、北朝鮮の政策を高く奉じ、朝鮮総聯の綱領を固守することを任務とする団体であり、上記①の教育は、朝青を通じて課外でも行われているのではないかとの疑いが存在したこと、③朝鮮総聯は、朝鮮学校において北朝鮮の最高指導者を崇拜するような教育を行うべきことを、朝鮮総聯の傘下団体である在日本朝鮮人教職員同盟（教職同）等を通じて、校長や教員に繰り返し指導していたことが認められるのであり、上記イと併せ考慮すれば、本件不指定処分当時、愛知朝鮮高校は、朝鮮総聯の介入により、理事会等による学校運営が自律的に行われず、その教育内容が、北朝鮮の最高指導者を個人崇拜し、その考えや言葉を絶対視するような内容のものになっていると合理的に疑わせる事情が存在したと認められる。

エ したがって、本件不指定処分当時、愛知朝鮮高校の学校運営が、教育基本法16条1項に違反していると合理的に疑うべき事情はあったと認められる。

これに対し、原告らは、私立各種学校においては自主性と学問の自由が尊重されるべきであり、指定に当たって教育内容の当否を問うことは許されないと主張するところ、確かに

「不当な支配」の判断に当たって行政の過度の介入を許せば、それは逆に教育行政による私立各種学校への「不当な支配」に結びつきかねないから、上記判断は慎重に行われるべきである。しかしながら、授業内容を批判する能力が十分でない後期中等教育の段階にある生徒に一方的な観念を植え付けるような教育を施すことは、教育本来の目的にそぐわないものであるし、私立学校にも公共性は求められるから、私立各種学校の自主性や学問の自由も、無制約に保障されるものではない。また、証拠によれば、朝鮮高校の教育水準は決して低くなく、朝鮮高校に通う生徒や父兄の多くは在日朝鮮人同胞と民族教育が受けられる点を重視して朝鮮高校を進学先に選択していることが認められるが、そのことと、朝鮮学校が朝鮮総聯から「不当な支配」を受けている疑いがあることは特に矛盾するものではなく、民族教育の価値を尊重すべきことと、「不当な支配」が疑われることは別個の問題として考えざるを得ない（前者の価値を重視すべきであるから、後者の問題性を問わないという解釈は、支給法等の規定上採ることができない）。さらに、上記「不当な支配」の疑いは、何ら、原告ら生徒の責に帰すべき事由ではないものの、支給法等が、学校運営の適正・不適正にかかわらず、後期中等教育段階にある生徒全員に就学支援金を支給するとの立法政策を採用していない以上、生徒に帰責性がないことは上記判断を左右しないといわざるを得ない。

したがって、本件規程13条に適合すると認めるに至らなかった文部科学大臣の判断に不合理な点があるとはいえず、本件不指定処分に裁量権を逸脱・濫用した違法があるとは認められない。

(2) 本件不指定処分は、政治外交上の理由に基づいて行われたものとして違法か

原告らは、本件不指定処分は拉致問題などの政治外交上の理由に基づくものであって違法であると主張するところ、確かに、下村文部科学大臣の記者会見における発言等によれば、同大臣が本件不指定処分をした背景には、朝鮮高校が本件規程13条に適合すると認めるに至らないという判断だけでなく、朝鮮高校を支給対象校とすることが拉致問題との関係で相当ではないという考えもあつたと認めるのが相当である。そして、拉致問題が不指定の理由にならないことは、原告らの主張のとおりである。

しかしながら、愛知朝鮮高校が本件規程13条に適合すると認められなかった以上、いずれにしても文部科学大臣としては不指定処分をせざるを得なかったものである（支給法等において、指定要件に適合しないのに指定処分を行う裁量は同大臣に認められていない）。そうすると、同大臣が、本件規程13条不適合に付加して、拉致問題との関係でも指定は相当ではないとの考えを有していたとしても、それによって処分の結論が左右されたとは認められないから、原告らの主張する他事考慮は、本件不指定処分の違法性を基礎付けるものとはいえない。

(3) 本件不指定処分は、本件規程15条に違反するものとして、あるいは、審査会の審査過程を考慮することなく行ったものとして違法か

下村文部科学大臣は、本件不指定処分に当たり、審査会から最終の取りまとめ意見を聴取していないが、支給法、本件省令及び本件規程上、不指定に当たって審査会の意見を聴くことは必要要件ではない。また、審査会の審査状況を見ても、審査会が朝鮮高校を支給対象校に指定することを前提とする議論をしていたとは認められないから、本件不指定処分に審査会の意見を考慮しなかった違法があるとも認められない。

(4) 本件不指定処分は、本件規程6条の要件に関する事実確認・補正義務を怠って行われたものとして違法か

本件不指定処分は、愛知朝鮮学園が平成24年度の教員数を15名と記載した申請書を提出したことを前提に、本件規程6条に定める必要教員数（16名）を満たさないことを不指定の理由の一つとしているところ、原告らは、上記記載は誤記であり、文部科学大臣には事実確認・補正義務があつたと主張する。しかし、許認可等を求める申請において申請書類に正しく記載すべき責任を負うのは申請者であるし、本件の事実関係を前提としても、文部科学大臣に信義則上の事実確認・補正義務があつたとは認められないから、同大臣の行為に違法はない。

(5) 本件不指定処分は行政手続法8条に違反するものとして違法か。仮に行政手続法8条に違反すると判断された場合の国家賠償請求の可否

行政手続法8条1項本文が理由提示を求めた趣旨は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を申請者に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解されるところ、本件不指定処分の通知書には、本件規程13条不適合に關する理由として、「規程第13条に適合すると認めるに至らなかった」との記載があるのみで

ある。そして、この記載では、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令違反の疑いを認定して本件不指定処分がされたのかを、通知書自体から了知することはできないから、行政手続法8条1項の求める理由提示としては不十分である。

もともと、理由提示の違法性は、本件申請の申請者である愛知朝鮮学園との関係における手続上の瑕疵であって、原告らとの関係での瑕疵ではない。また、愛知朝鮮学園（及び原告ら）は審査会の審査経過や文部科学省からの確認内容を通じ、本件不指定処分の理由を事実上認識し得たと認められる。よって、本件不指定処分の理由提示が不十分であったことにより、原告らの法的保護に値する権利利益が侵害されたとまでは認められないから、この点を理由とする原告らの国家賠償請求は認められない。

(6) 本件不指定処分は憲法又は国際条約に違反するものとして違憲違法か

ア 憲法13条、26条、社会権規約違反等について

個人が自身の民族の歴史に触れ、民族の文化を享有し、あるいは自民族の言語を使用することは、当該民族に属する者としての自覚と誇りを醸成して自己のアイデンティティを確立するという意味で、個人の人格的生存にとって必要不可欠なことといえるから、このような機会を妨害されない権利は、憲法13条、26条1項の趣旨に照らして十分に尊重されるべきである。また、在日朝鮮人である原告らにとって、同胞が共に学ぶ朝鮮高校において民族教育を受け、自己の民族的アイデンティティを確立することが、その人格形成に当たって極めて重要なものであることも十分首肯し得る。

しかしながら、本件不指定処分の法的効果は、愛知朝鮮高校で学ぶ生徒に年額11万8800円の就学支援金の受給資格が認められないというものにとどまり、愛知朝鮮高校において民族教育を行う自由を法的に規制する効果を伴うものでも、原告らが愛知朝鮮高校にて学ぶ自由を法的に規制する効果を伴うものでもない。また、就学支援が国民の租税負担の下に行われるものであることに鑑みれば、法令に基づく学校運営が適正に行われていない疑いのある学校における就学を、公費による支援対象とすることができないという本件不指定処分の理由は合理的であり、朝鮮高校が朝鮮総聯から「不当な支配」を受けているのではないかと疑念の存在が、何ら朝鮮高校に通う生徒の責めに帰すべき事由ではないことを考慮しても、本件不指定処分はやむを得ないものと考えられる。したがって、本件不指定処分が、憲法13条、26条に違反すると認めることは困難であり、社会権規約等の国際条約に違反するとも認められない。

イ 憲法14条1項、人種差別撤廃条約違反等について

憲法14条1項は合理的理由のない差別を禁止する趣旨のものであるところ、本件不指定処分は愛知朝鮮高校について本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったことを理由とするものであり、合理的な理由に基づくものであるから、憲法14条1項に違反するとは認められず、国際条約に違反するとも認められない。

2 本件申請に係る審査に約2年3か月を要したことは違憲違法か

高木文部科学大臣は、平成22年11月23日に北朝鮮が大韓民国の延坪島に砲撃を行ったことから、菅内閣総理大臣の指示を受けて、平成23年8月29日まで朝鮮高校に関する審査手続を停止していたことが認められるが、この審査停止は、上記の砲撃という異常事態の中で、本来静謐な環境の下で議論を行われるべき審査会の審査が正常に行われるのかについて懸念があったために行われたものであるから、違憲違法とは認められない。

また、その後の審査に約1年6か月を要した点も、朝鮮高校が朝鮮総聯から教育基本法16条1項の禁ずる「不当な支配」を受けていないかを調査・審議することに時間を要したことによるものであるから、正当な理由によるものであり、違憲違法とは認められない。

3 本件省令ハ削除の違法を理由とした国家賠償請求が認められるか

本件不指定処分は、本件省令ハの削除も不指定の理由としているが、前記1のとおり、愛知朝鮮高校が本件規程13条に適合すると認めるに至らなかった以上、いずれにせよ本件不指定処分はされたと認められるから、仮に本件省令ハ削除が違法であっても、本件不指定処分の違法性を基礎付けるものではない。

また、原告らは、本件省令ハ削除は本件不指定処分後も愛知朝鮮高校に在学していた原告7番ないし10番について、就学支援金の支給を得る可能性を確定的に剥奪するものとして違法であると主張する。しかしながら、支給法2条1項5号は、外国人学校である各種学校が当然に支給対象校となる旨を規定しているものではないから、指定処分前に原告らが有する利益は、愛知朝鮮高校の申請が認められれば受給資格が得られるという抽象的な地位（期待権）にとどまる。

そして、本件証拠を精査しても、原告7番ないし10番が愛知朝鮮高校を卒業する平成27年3月までの間に、愛知朝鮮高校と朝鮮総聯との関係が劇的に変化して、愛知朝鮮高校が本件規程13条に適合するに至っていた、あるいは、適合するに至る可能性が相当程度あったとは認められないから、本件省令ハの削除により、上記原告らの就学支援金の受給権ないし法的保護に値する期待権が侵害されたと認めることはできない。また、本件省令ハ削除により、就学支援金に関する権利以外の原告らの権利利益が侵害されたことを認めるに足りる証拠もない。

したがって、本件省令ハ削除の違法性について判断するまでもなく、本件省令ハの削除により原告らの法的利益が侵害されたと認められないから、国家賠償請求は認められない。

4 まとめ

以上によれば、その余の争点について判断するまでもなく、原告らの請求はいずれも理由がない。

以上